
広域ごみ処理施設整備・運営事業
入札説明書

平成22年11月29日

芳賀地区広域行政事務組合

広域ごみ処理施設整備・運営事業 入札説明書

目次

第1章 入札説明書の位置付け	1
第2章 事業の概要	2
1 事業名称	2
2 公共施設等の管理者等の名称	2
3 事業の目的	2
4 公共施設等の概要	2
5 事業期間	3
6 事業方式	3
7 契約の形態	3
8 事業範囲	3
9 事業者の収入（組合からの支払い分）	4
10 事業者選定スケジュール（予定）	5
11 法令等の遵守	5
第3章 入札参加に関する条件等	6
1 入札参加者の構成等	6
2 入札参加者の資格要件	6
3 参加資格の確認	8
4 建設事業者の設立に関する要件	8
5 運営事業者の設立に関する要件	9
6 予定価格及び低入札調査基準価格	9
第4章 事業者の選定	11
1 落札者の決定	11
2 契約手続等	11
第5章 入札の手続等	13
1 入札の手続	13
2 入札参加に関する留意事項	16
第6章 提出書類	18
1 参加資格確認申請書類	18
2 入札辞退時の提出書類	18
3 入札提出書類	18
第7章 入札提出書類作成要領	22
1 一般的事項	22
2 参加資格確認申請時の提出書類	22
3 入札書	22
4 提案書	22
5 留意事項	23
第8章 その他	25
1 必要事項等の追加	25
2 情報公開及び情報提供	25
別紙1 事業スキーム	26
別紙2 本件事業において組合が事業者を支払う対価について	27
別紙3 リスク分担表	35
別紙4 モニタリング及び運営・維持管理業務委託料の減額等	37
別図1 入札書の提出用封筒作成要領	43

用語の定義

維持管理業務	運営発注仕様書第4章に規定される業務であり、搬入される対象廃棄物を関係法令、公害防止基準等を遵守し、適切な処理が行えるよう運営・維持管理対象施設の基本性能を確保・維持するため、必要となる適切な維持管理を行う業務をいう。
運営・維持管理開始日	平成26年4月1日又は組合が別途通知した日をいう。
運営・維持管理期間	本件事業のうち運営・維持管理業務の実施期間であり、運営・維持管理開始日から平成46年3月31日までの期間をいう。
運営・維持管理業務	本件事業のうち、運営・維持管理対象施設の運営・維持管理（運転管理、維持管理、補修及び更新などを含むがこれに限らない。）を行う「広域ごみ処理施設整備・運営事業 運営・維持管理業務」に係る業務をいう。
運営・維持管理業務委託契約	運営・維持管理業務に係る組合と運営事業者との間で締結される広域ごみ処理施設運営・維持管理業務委託契約書に基づく契約をいう。
運営・維持管理業務委託契約書（案）	広域ごみ処理施設運営・維持管理業務委託契約書（案）をいう。
運営・維持管理対象施設	広域ごみ処理施設のうち、本件事業において運営事業者が運営・維持管理業務を行う熱回収施設、リサイクル施設、ストックヤード、管理棟、計量棟、構内道路及び植栽（緩衝緑地は除く。）等のプラント設備、建築物等のすべてをいう。
運営事業者	落札者の決定後、構成員が出資を行い設立する特別目的会社（SPC：Special Purpose Company）で、運営・維持管理業務を担当する者をいう。
運営発注仕様書	広域ごみ処理施設整備・運営事業 運営・維持管理業務 発注仕様書をいう。
運転管理業務	運営発注仕様書第3章に規定される業務であり、運転管理対象施設の各設備を適切に運転し、運転管理対象施設の基本性能を発揮し、関係法令、公害防止基準等を遵守し搬入される対象廃棄物を適正に処理する業務をいう。
運転管理対象施設	広域ごみ処理施設のうち、本件事業において運営事業者が運転管理業務を行う熱回収施設、リサイクル施設、ストックヤードのプラント設備、建築物等のすべてをいう（熱回収施設、リサイクル施設、ストックヤードを運転管理するために必要となるその他の設備・機器を含む）。
企業グループ	本件事業の入札に一体として参加する企業の集合体をいう。
基本協定	本件事業開始のための基本的事項に係る組合と落札者の間で締結される広域ごみ処理施設整備・運営事業 基本協定書に基づく協定をいう。
基本協定書（案）	広域ごみ処理施設整備・運営事業 基本協定書（案）をいう。
基本契約	本件事業の実施に際し、組合及び事業者が締結する、相互の協力、支援などについて定める広域ごみ処理施設整備・運営事業 基本契約書に基づく契約をいう。
基本契約書（案）	広域ごみ処理施設整備・運営事業 基本契約書（案）をいう。
協力企業	入札参加者たる企業グループのうち、運営事業者への出資を行わない者で、本件事業の実施に際して、設計・建設業務、又は運営・維持管理業務のうちの一部を請負い又は受託する

	ことを予定している者をいう。
組 合	芳賀地区広域行政事務組合をいう。
建設工事請負契約	設計・建設業務に係る組合と建設事業者との間で締結される広域ごみ処理施設整備・運営事業 設計・建設工事請負契約書に基づく契約をいう。
建設工事請負契約書（案）	広域ごみ処理施設整備・運営事業 設計・建設工事請負契約書（案）をいう。
建設事業者	本件事業において、設計・建設業務を担当する特定建設工事共同企業体（乙型）をいう。
建設発注仕様書	広域ごみ処理施設整備・運営事業 設計・建設業務 発注仕様書をいう。
建築物等	広域ごみ処理施設のうち、プラント設備を除く建物その他の建造物をいう。
広域ごみ処理施設	本件事業において建設される熱回収施設、リサイクル施設、ストックヤード、管理棟、計量棟、多目的広場、調整池、外構設備、その他関連設備（敷地内のすべての設備・機器を含む。）を総称していう。
構 成 員	入札参加者たる企業グループのうち、落札者の選定後、運営事業者への出資を行う者をいう。
構 成 市 町	組合を構成する、真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町を総称して又は個別にいう。
参加資格確認申請書類	入札参加者が本件事業の入札に参加するに際し、組合に提出するものとして入札説明書に規定する、参加表明書、構成員一覧表、資格審査申請書、入札参加資格確認書類、委任状、印鑑届、及び印鑑証明書をいう。
参 考 資 料	本件事業の入札の実施に際し、組合が、入札参加者に提示する入札説明書等以外の資料などをいう。
事 業 期 間	本件事業の実施期間であり、事業契約締結日から平成 46 年 3 月 31 日の期間をいう。
事 業 契 約	建設工事請負契約、運営・維持管理業務委託契約、及び基本契約を総称して又は個別にいう。
事 業 者	落札者、建設事業者及び運営事業者で本件事業を実施する民間事業者の総称をいう。
事 業 者 提 案	入札参加者が入札に際し、組合に提出した入札書、提案書をいう。
資 源 物	運転管理対象施設での処理等により回収される鉄、アルミ、金属くず、びん、缶、ペットボトル、紙、布類等の総称をいう。
質 問 回 答 書	組合が平成 22 年 12 月 20 日に公表を予定する第 1 回質問回答書及び平成 23 年 1 月 21 日に公表を予定する第 2 回質問回答書を総称していう。
処 理 不 適 物	適正処理困難物（タイヤ・テレビ・冷蔵庫・スプリング入りマットレスの 4 品目）を含め、破碎処理等を行うために前処理（人力等による選別、分解処理）が必要なごみ（建設発注仕様書 別添図書（13）に代表例を示す。）をいう。
審 査 委 員 会	本件事業の実施及び本件事業に係る落札者の選定に際して必要となる事項の検討及び提案審査を行う目的で、組合が設置

	する学識経験者などで構成される組織である「広域ごみ処理施設整備・運営事業提案審査委員会」をいう。
ストックヤード	本件施設のうち、資源物等を保管する建物をいう。
設計・建設期間	本件事業のうち設計・建設業務の実施期間であり、事業契約締結日から平成26年3月31日までの期間をいう。
設計・建設業務	本件事業のうち、本件施設の設計及び建設を行う「広域ごみ処理施設整備・運営事業 設計・建設工事」に係る業務をいう。
対象廃棄物	運転管理対象施設に搬入される可燃ごみ、し尿汚泥及びし渣、下水汚泥、粗大ごみ、不燃ごみ、缶、びん、ペットボトル、紙・布類、有害ごみをいう。
代表企業	入札参加者の代表を務める者をいう。
入札参加者	本件事業の入札に参加する企業グループをいう。
入札説明書	広域ごみ処理施設整備・運営事業 入札説明書をいう。
入札説明書等	本件事業の入札公告に際して配布する入札説明書、発注仕様書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運営・維持管理業務委託契約書（案）、その他これらに付属又は関連する書類の総称又は個別をいう。これらは入札説明書と一体のものである。
入札提出書類	入札参加者が本件事業の入札に参加するに際し、組合に提出するものとして、入札説明書に規定する、入札書類提出書、入札書、委任状、提案書をいう。
熱回収施設	本件施設のうち、熱回収施設のプラント設備、建物などの総称をいう。
発注仕様書	建設発注仕様書及び運営発注仕様書を総称していう。
本件事業	広域ごみ処理施設整備・運営事業をいう。
本件施設	広域ごみ処理施設をいう。
様式集	広域ごみ処理施設整備・運営事業 様式集をいう。
落札者	入札参加者の中から本件事業を実施する者として選定された企業グループをいう。
落札者決定基準	広域ごみ処理施設整備・運営事業 落札者決定基準書をいう。
リサイクル施設	本件施設のうち、リサイクル施設のプラント設備、建物などの総称をいう。

第1章 入札説明書の位置付け

入札説明書は、組合が実施する本件事業を実施する事業者を募集及び選定するにあたり、入札参加希望者に配布するものである。

本件事業に係る入札公告による一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、入札説明書による。

第2章 事業の概要

1 事業名称

広域ごみ処理施設整備・運営事業

本事業は、本件施設の設計・建設を行う「広域ごみ処理施設整備・運営事業 設計・建設工事」及び本件施設の運営・維持管理を行う「広域ごみ処理施設整備・運営事業 運営・維持管理業務」から構成される。

2 公共施設等の管理者等の名称

芳賀地区広域行政事務組合 組合長 井田 隆一

3 事業の目的

本事業は、本件施設の設計・建設及び運営・維持管理について、民間事業者のノウハウを活用して実施することにより、構成市町から発生する一般廃棄物等を長期にわたり安全かつ安定的に適正処理するとともに、ライフサイクルコストの低減を図ることを目的とする。

4 公共施設等の概要

(1) 名称

広域ごみ処理施設

(2) 建設計画地

項目		概要
計画地所在地		栃木県真岡市堀内地内
敷地面積	整備面積	約 6.4 ha
	公共施設面積	約 6.1ha

(3) 施設の概要

熱回収施設	①対象廃棄物	・ 可燃ごみ、併設するリサイクル施設からの可燃性残渣、可燃性粗大ごみ、し尿汚泥・し渣、下水汚泥
	②処理方式	・ 流動床式ガス化溶解方式
	③処理能力	・ 143t/d (71.5t/24h×2炉)
リサイクル施設	①破碎設備	・ 対象廃棄物：不燃ごみ、粗大ごみ ・ 処理能力：14t/5h
	②選別設備	・ 対象廃棄物：缶（スチール缶、アルミ缶）、ペットボトル ・ 処理能力：缶（3t/5h）、ペットボトル（2t/5h）
	③その他	・ 再生利用に必要な保管のための設備（びん、紙類、布類） ・ 再生利用に必要な展示、支援のための設備
その他	・ 管理棟、計量棟、駐車場、構内道路、外灯、門扉、困障、植栽、多目的広場、雨水調整池	

※：詳細は発注仕様書を参照のこと。

5 事業期間

事業期間等は、次のとおりとする。

- (1) 事業期間：基本契約締結日から平成 46 年 3 月 31 日まで。
- (2) 設計・建設期間：建設工事請負契約締結日から平成 26 年 3 月 31 日まで。
- (3) 運営・維持管理期間：運営・維持管理開始日から平成 46 年 3 月 31 日まで。

6 事業方式

事業方式は、本件施設の設計・建設及び運営・維持管理を一括して事業期間を通して発注する方式であり、組合は、本件施設の設計・建設及び運営・維持管理・補修等に係る資金を調達し、本件施設を所有する。なお、本件事業の整備については、循環型社会形成推進交付金の対象事業として考えている。

落札者は、建設事業者を組成し、本件施設の設計・建設を行う。さらに、落札者は、運営事業者を設立し、20 年間にわたって、運営・維持管理業務を行う。

なお、組合は、運営・維持管理期間を超えた本件施設の長期使用を考えており、事業者は、長期間の使用を前提として設計・建設業務及び運営・維持管理業務を行うこととする。

7 契約の形態

組合と事業者は、別紙 1 に示す形態の契約を締結する。

まず、組合は、事業者との間において、基本契約を締結する。また、組合は基本契約に基づき、建設事業者と建設工事請負契約を締結する。さらに、組合は基本契約に基づき、運営事業者と運営・維持管理業務委託契約を締結する。

8 事業範囲

事業者が行う本件事業の事業範囲は次のとおりとする。なお、具体的な業務の範囲については、発注仕様書を参照すること。

(1) 設計業務

ア 設計業務

(ア) 広域ごみ処理施設整備・運営事業 設計・建設工事の設計業務

イ その他関連業務

(ア) 循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）申請の資料作成及び支援（関連機関との協議を含む。）

(イ) 施設設置届・計画通知申請及び組合の行う許認可申請に関する資料作成及び支援（関連機関との協議を含む。）

(2) 建設業務

ア 建設工事

(ア) 広域ごみ処理施設整備・運営事業 設計・建設工事の建設業務

イ その他関連業務

(ア) 建設工事に係る許認可申請等（関連機関との協議を含む。）

(イ) 電気事業法の許認可に関する資料作成及び申請

(ウ) 電気事業法における保安の確保（関連機関との協議、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の配置を含む。）

(エ) 高圧ガス製造許可申請 等

(3) 運営・維持管理業務

ア 広域ごみ処理施設の運営・維持管理業務

イ その他関連業務

(ア) 運営・維持管理業務に係る許認可申請等（関連機関との協議を含む。）

(イ) 電気事業法の許認可に関する資料及び申請

(ウ) 電気事業法における保安の確保（関連機関との協議、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の配置を含む。）等

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律における技術管理者は、事業者の所属とし施設の維持管理を行う。

(4) 熱回収施設の余熱利用について

熱回収施設で発生する熱エネルギー（温水又は蒸気）は、本件施設で有効利用を図るものとする。

発電による電力は、まず本件施設内で使用し、余剰電力については、売電を行うものとする。売電収入については、組合の収入とする。

(5) 熱回収施設で発生する溶融固化物等の取扱いについて

ア 溶融固化物

(ア) 組合は、熱回収施設から発生する溶融固化物の有効利用を図るものとし、運営事業者は有効利用を図るための必要な性状管理、有効利用先の選定等に関し、必要な協力を行うものとする。溶融固化物売却収入については、組合の収入とする。

(イ) 運営事業者の責めに帰すべき事由により有効利用できない溶融固化物が生成された場合には、組合が最終処分を行うものとする。運営事業者は、最終処分費を組合に支払うものとする。

(ウ) 溶融固化物の搬出においては、場内積込み作業までを運営事業者が行い、場内にて組合又は組合が指定する業者に引き渡す。

(エ) 運営事業者は、溶融固化物の有効利用に関して、有効利用先、有効利用方法、有効利用量等について組合から情報提供を受け、記録し、組合に報告すること。

イ 熱回収施設から排出される金属類

熱回収施設において処理に伴い発生する鉄、アルミについては、リサイクル施設で発生する金属類とともに有効利用を図るものとする。有効利用による収入については組合の収入とする。

ウ 溶融飛灰処理物

熱回収施設において処理に伴い発生する飛灰については、熱回収施設内で運営事業者による適正な処理を行った後、組合の責任において最終処分を行う。なお、運営事業者は場内積込み作業までを行い、場内にて組合又は組合が指定する業者に引き渡す。

(6) その他

本件施設で受け入れる対象廃棄物に係るごみ処理手数料は、組合の収入とする。

また、リサイクル施設で回収される鉄、アルミ、金属類、ペットボトル、びん、紙類等については、組合において有効利用を行い、その有効利用による収入については組合の収入とする。その際、運営事業者は場内積込み作業までを行い、場内にて組合又は組合が指定する業者に引き渡す。

9 事業者の収入（組合からの支払い分）

本件事業における事業者の収入は、以下の対価から構成される。

- (1) 本件事業における設計・建設業務に係る対価
 組合は、本件事業における設計・建設業務に係る対価を建設工事請負契約に基づき、建設事業者を支払う。
- (2) 本件事業における運営・維持管理業務に係る対価
- ア 熱回収施設運営・維持管理業務委託料
 組合は、熱回収施設運営・維持管理業務委託料として、変動費用（廃棄物搬入量及びごみ質に応じて変動）、固定費用及び各年度の補修業務に要する費用の構成で運営事業者を支払う。
- イ リサイクル施設運営・維持管理業務委託料
 組合は、リサイクル施設運営・維持管理業務委託料として、変動費用（廃棄物搬入量に応じて変動）、固定費用、各年度の補修業務に要する費用の構成で運営事業者を支払う。
- ウ 管理棟等運営・維持管理業務委託料
 組合は、管理棟等運営・維持管理業務委託料として、固定費用、各年度の補修業務に要する費用の構成で運営事業者を支払う。

10 事業者選定スケジュール（予定）

本件事業における事業者選定スケジュールは、次のとおりとする。

日時	内容
平成22年11月29日（月）	入札説明書等の公表
平成22年11月29日（月） ～12月10日（金）	入札説明書等に関する第一回質問受付
平成22年12月20日（月）	入札説明書等に関する第一回質問への回答
平成23年 1月 5日（水） ～ 1月 7日（金）	参加表明書、参加資格確認申請書類受付
平成23年 1月14日（金）	資格審査結果の通知
平成23年 1月 7日（金） ～ 1月14日（金）	入札説明書等に関する第二回質問受付
平成23年 1月21日（金）	入札説明書等に関する第二回質問への回答
平成23年 2月18日（金）	入札及び提案書の受付
平成23年3月下旬	落札者の決定及び公表
平成23年5月	仮契約締結
平成23年6月	事業契約締結

11 法令等の遵守

事業者は、本件事業の実施にあたり、関連する法令、条例、規則、要綱等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本件事業の要求水準と照らし合わせて適切に対処すること。

第3章 入札参加に関する条件等

1 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

- (1) 入札参加者は、構成員と協力企業（構成員と協力企業を総称して以下「構成企業」という。）で構成されるものとする。構成企業は、構成員のみとすることも可能とする。
- (2) 入札参加者は、「第3章 2 (2) 本件施設的设计、建設を行う企業」のうち、プラント設備の设计・建設を行う企業が有すべき資格（アからオ）を全て満たす構成員1者を代表企業として定めるものとする。
- (3) 構成企業には、組合の構成市町内に本社・本店を有する企業（以下「地元企業」という。）を含むものとする。
- (4) 運営・維持管理業務において、運営事業者から直接主たる業務（運転管理業務、維持管理業務）の委託を受けることを予定する者は、構成員とならなければならない。
- (5) 入札参加者の構成企業の企業数の上限は任意とするが、構成企業は本件事業の実施に関して各々適切な役割を担うこと。なお、構成企業は参加表明時に企業名及び担当する役割を表明することとする。
- (6) 参加表明書の提出以降、入札参加者の構成企業の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、組合と協議を行う。
- (7) 入札参加者の構成企業のいずれかと、財務諸表などの用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。
- (8) 入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。
- (9) 同一応募者が複数の提案を行うことは禁止する。

2 入札参加者の資格要件

(1) 共通の参加資格要件

入札参加者の構成企業のすべてが、以下に示す要件をすべて満たすこととする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 組合又は構成市町のいずれかで指名競争入札参加資格者名簿（平成21、22年度）に登録してあること。なお、登録していない者は、申請時に必要となる書類を提出し、組合の確認を受けることで足るものとする。
- ウ 組合及び構成市町の指名停止措置を受けていない者であること。
- エ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て又は同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）に基づく破産申立てがなされている者でないこと。また、破産者で復権を得ない者でないこと。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続きの開始がされている者でないこと。
- カ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- キ 会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告を受けた者でないこと。
- ク 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

- ケ 納期限の到来した法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- コ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- サ 次に示す者と資本面及び人事面において関連がある者でないこと。

(ア) 審査委員会の委員、委員が属する企業

(イ) アドバイザリー業務委託受託者

- ・ 株式会社エイト日本技術開発
- ・ 東京青山・青木・狛法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所
(外国法共同事業)

なお、入札説明書において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

(2) 本件施設の設計、建設を行う企業

構成企業のうち、本件施設の設計、建設を行う企業は、以下の要件を満たす企業を含むこととする。同一業務を複数の企業で実施する場合は、主たる業務（プラント設備の設計・建設、及び建築物等の設計・建設）を担う1社が、アからキの要件のうち、それぞれに必要とされる要件を全て満たすこととする。ただし、主たる業務のそれぞれに必要とされる要件を全て満たす場合には重複して担当することを可とする。

ア プラント設備の設計・建設を行う企業、及び建築物等の設計・建設を行う企業は、建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく資格を有すること。

イ プラント設備の設計・建設を行う企業は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による清掃施設工事業の特定建設業の許可を受けていること。

ウ プラント設備の設計・建設を行う企業は、建設業法に規定する清掃施設工事業に係る経営事項審査結果の総合評定値が参加表明書の提出期限日において1,000点以上であること。

エ プラント設備の設計・建設を行う企業は、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、以下の施設の建設実績を元請として有すること。複数の企業によりプラント設備の建設を実施する場合には、それら複数の企業で以下に示す全ての実績を有していれば足りる。

(ア) 熱回収施設

a 一般廃棄物を対象とした発電付き流動床式ガス化熔融施設の建設実績を有すること。

b 「a」の施設において1年以上の稼働実績（1系列あたり90日間以上の連続安定運転）を有すること。

(イ) リサイクル施設

a 一般廃棄物を対象としたリサイクル施設で「高速回転式破砕機、磁選機を整備した設備」かつ「缶、ペットボトルの処理及び圧縮成型、梱包（ペットボトル）を整備した設備」の建設実績を有すること。

b 「a」の施設において1年以上の稼働実績を有すること。

オ プラント設備の設計・建設を行う企業は、平成22年6月15日付で組合が告示した「広域ごみ処理施設整備・運営事業に係る見積等調査」に参加し、見積提案書の提出、ヒアリングへの参加を行ったこと。

カ 建築物等の設計・建設を行う企業は、建設業法第3条第1項の規定による建築一式工事業につき特定建設業の許可を受けていること。

キ 建築物等の設計・建設を行う企業は、建設業法に規定する建築一式工事業に係る経営事項審査結果の総合評定値が参加表明書の提出期限日において1,000点以上であること。

ク 建築物等の設計・建設を行う企業のうち、「第3章 4 建設事業者の設立に関する要件」に規定する建設事業者を組成する地元企業は、参加表明書の提出期限日において土木（一式）工事又は建築（一式）工事において構成市町のいずれかで入札参加資格者格付（建設業者格付）の最上級（A級）の格付けを有する企業とする。

(3) 本件施設の運営・維持管理を行う企業

構成企業のうち、本件施設の運営・維持管理業務を行う企業は、以下の要件を満たす企業を含むこととする。本件施設の運営・維持管理業務を複数の企業で実施する場合は、主たる業務（運転管理業務、維持管理業務）を担う1社が、以下の要件を全て満たすこととする。

ア 次の各号に示す全ての運転管理実績を元請として有していること。また、本件施設の運営・維持管理業務を複数の企業で行う場合は、それら複数の企業で以下に示す全ての運転管理実績を有していれば足りる。

(ア) 一般廃棄物を対象とした発電付き流動床式ガス化熔融施設の運転管理実績を有すること。

(イ) 一般廃棄物を対象としたリサイクル施設で「高速回転式破砕機、磁選機を整備した設備」かつ「缶、ペットボトルの処理及び圧縮成型、梱包（ペットボトル）を整備した設備」の運転管理実績を有すること。

イ 廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、一般廃棄物を対象とした施設規模100t/日以上発電付き全連続式焼却施設（発電付き流動床式ガス化熔融施設であることが望ましいが、これに限らない。）の現場総括責任者としての経験を有する技術者を本件事業の現場総括責任者として運営開始後2年間以上配置できること。

ウ 本件施設の運営にあたり、事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

3 参加資格の確認

(1) 参加資格確認基準日は参加資格確認申請書類受付最終日とする。

(2) 参加資格確認基準日の翌日から入札日までの間に構成企業が入札参加資格を欠くこととなった場合、当該入札参加者は入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格を欠くこととなった場合は、当該入札参加者は、入札参加資格を欠いた構成企業に代わって、入札参加資格を有する構成企業を補充し、入札参加資格を確認のうえ、組合が認めた場合は入札に参加できるものとする。なお、この場合の補充する構成企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成企業が入札参加資格を欠いた日とする。

(3) 入札日の翌日から落札者決定日までの間に構成企業が入札参加資格を欠くこととなった場合、組合は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格を欠くこととなった場合で、組合がやむを得ない事情であると判断した場合は、組合と協議を行うものとする。

(4) 落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間、落札者の構成企業が入札参加資格を欠くこととなった場合、組合は落札者と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、組合は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

4 建設事業者の設立に関する要件

(1) 建設事業者として乙型（分担施工方式）の特定建設工事共同企業体（以下「乙型共同企業体」という。）を組成するものとする。また、建設事業者が請負う設計・建設業務のうち建築物等の設計・建設を担当する甲型（共同施工方式）の特定建設工事共同企業体（以下「甲型共同企業体」という。）を組成するものとする。なお、甲型共同企業体の構成員は乙型共同企業体の構成員となるものとする。（下記(3)参照）。

(2) 建設事業者である乙型共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

- (3) 建設事業者である乙型共同企業体は、「第3章 1 (2)」において規定する本件事業に係る入札における代表企業、及び甲型共同企業体の全構成員により構成するものとし、代表企業を乙型共同企業体の代表構成員とするものとする。
- (4) 建設事業者である乙型共同企業体の構成員の出資比率は、代表構成員を唯一最大とし、その他の乙型共同企業体の構成員の出資比率は任意とする。
- (5) 甲型共同企業体は、以下に示す者により自主的に結成された甲型（共同施工方式）の特定建設工事共同企業体とする。
 - ア 甲型共同企業体の代表構成員は、「第3章 2 (2) 本件施設の設計、建設を行う企業」のうち、建築物等の設計・建設を行う企業が有すべき資格（ア、カからキ）を全て満たす構成企業とする。
 - イ 甲型共同企業体のその他の構成員は、「第3章 2 (2) ク」に定める要件を満たす構成企業で、土木工事、建築工事のそれぞれの役割を担うものを含む3者以上とする。なお、甲型共同企業体の構成員には地元企業3社以上を含むものとする。
- (6) 甲型共同企業体の構成員の出資比率は、代表構成員を唯一最大とし、その他の甲型共同企業体の構成員の出資比率は任意とする。
- (7) 落札者決定後、落札者は、速やかに乙型共同企業体及び甲型共同企業体の組成に係る共同企業体協定書を作成し、組合に提出すること。
- (8) 乙型共同企業体及び甲型共同企業体の存続期間は担当する建設工事の完成後3ヶ月を経過した日までとする。ただし、当該存続期間満了後であっても、当該工事につき担保責任がある場合、各共同企業体構成員は、連帯してその責を負うものとする。

5 運営事業者の設立に関する要件

- (1) 構成員は、事業契約の仮契約締結までに、運営事業者を設立すること。運営事業者は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含む。）に規定される株式会社とし、構成市町内に本店を置くこと。
- (2) 運営事業者の目的は、運営・維持管理業務及び基本契約において運営事業者が担当すべきとされるその他の業務を実施するもののみであること。
- (3) 運営事業者への出資は、落札者の構成員全員によるものとし、落札者の構成員以外の者の出資は認めないものとする。また、構成員のうち、代表企業の出資比率は50%を超えるものとし、代表企業の議決権保有割合は、設立時から事業期間を通じて50%を超えるものとする。
- (4) 全ての出資者は、事業契約終了まで運営事業者の株式を保有するものとし、組合の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

6 予定価格及び低入札調査基準価格

本件事業の予定価格及び入札書比較価格（予定価格に105分の100を乗じて得た価格）は、次のとおりとする。

- (1) 予定価格 20,796,930,000円（税込み）
 入札書比較価格 19,806,600,000円（税抜き）
 なお、予定価格の内訳額は、次のとおりである。
 - ア 予定価格を構成する広域ごみ処理施設整備・運営事業 設計・建設工事に係る対価の内訳額 8,169,840,000円（税込み）
 - イ 予定価格を構成する広域ごみ処理施設整備・運営事業 運営・維持管理業務に係る対価の内訳額 12,627,090,000円（税込み）

(2) 留意事項

- ア 予定価格及び入札書比較価格は、事業期間中に組合が事業者を支払う広域ごみ処理施設整備・運営事業 設計・建設工事に係る対価及び広域ごみ処理施設整備・運営事業 運営・維持管理業務に係る対価を単純に合計した金額（現在価値換算前の実額ベース）である。
- イ 予定価格及び入札書比較価格には、事業契約に規定する物価変動等に応じた改定は見込んでいない。
- ウ 入札価格に100分の105を乗じた額が、予定価格及び予定価格を構成する各内訳額を超える場合、組合は入札参加者を失格とする。なお、広域ごみ処理施設整備・運営事業 設計・建設工事に係る対価については、低入札調査基準価格を設定する。
- エ 入札価格を構成する広域ごみ処理施設整備・運営事業 設計・建設工事に係る対価及び広域ごみ処理施設整備・運営事業 運営・維持管理業務に係る対価は、上記(1)に示す内訳額を超過することは認めない。

第4章 事業者の選定

1 落札者の決定

(1) 落札者の決定方法

本件事業は、設計・建設段階から運営・維持管理段階の各業務を通じて、事業者に効率的かつ効果的なサービスの提供を求めるものである。したがって、落札者の決定方法については、入札価格のほか、設計、建設、運営・維持管理等の提案内容、発注仕様書との適合性並びに事業計画の妥当性・確実性等の各面から総合的に評価する方式（総合評価一般競争入札）を採用する。

予定価格の制限の範囲内で、入札説明書等で指定する性能等の発注仕様を満たしている提案をした入札参加者の中から、上記の方法をもって落札者を決定する。

落札者決定にあたっての基準等は、落札者決定基準による。

(2) 提案書の審査

入札参加者から提出された提案書は、審査委員会において審査を行い、最優秀提案者を選定する。審査委員会は、次の5名の委員で構成される。

- ◎ 栗原 英隆 社団法人全国都市清掃会議技術顧問
 - 瀧澤 雄三 小山工業高等専門学校建築学科教授
 - 安田 憲二 独立行政法人国立環境研究所客員研究員
 - 内田 龍雄 真岡市副市長
 - 法 師 人弘 益子町副町長
- ※ ◎：委員長、○：副委員長

なお、本件事業の落札者決定までの間に、事業者選定に関して、入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、審査委員会委員に面談を求めたり、入札参加者のPR書類等を提出することにより、自己を有利に、又は他の入札参加者を不利にするように働きかけを行った場合は失格とする。

(3) 落札者の決定

組合は、審査委員会による最優秀提案者選定結果を踏まえて、落札者を決定する。

(4) 入札結果の通知及び公表

入札結果は、落札者決定後、速やかに入札参加者に対して通知する。

2 契約手続等

(1) 基本協定の締結

落札者と組合は、速やかに事業契約の締結に関して、基本協定書（案）について合意し基本協定を締結するとともに、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）及び運営・維持管理業務委託契約書（案）に基づき契約手続を行う。

(2) 共同企業体及び運営事業者の設立

落札者は、仮契約締結までに、「第3章 4 建設事業者の設立に関する要件」に規定する建設事業者及び「第3章 5 運営事業者の設立に関する要件」に規定する運営事業者を組成又は設立すること。

(3) 契約の締結

組合は、事業者との間で基本契約、建設事業者との間で建設工事請負契約、運営事業者との間で運営・維持管理業務委託契約についての各々の仮契約を締結する。

各々の仮契約は、組合議会の議決等を得ることにより本契約となる。

(4) 契約を締結しない場合

落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間、落札者の構成企業が入札参加資格を欠くこととなった場合、組合は落札者と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、組合は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

落札者と事業契約を締結しない場合、組合は、審査委員会での総合評価値の高い者から順に、契約交渉を行うことができる。

(5) 費用の負担

基本協定、事業契約及び共同企業体協定書に係る落札者側の弁護士費用、印紙代など、契約書の作成に要する費用は、事業者の負担とする。

(6) 契約保証金

ア 設計・建設期間における保証

建設事業者は、建設工事請負契約に定める契約金額の100分の10以上の額を契約締結日までに納付するものとする。

イ 運営・維持管理期間における保証

運営事業者は、運営・維持管理業務委託契約に定める各年度の運営・維持管理業務委託料の100分の10以上を契約保証金として納付するものとする。

第5章 入札の手續等

1 入札の手續

(1) 入札説明書等の公表

組合は、次のとおり、入札説明書等を公表する。

ア 公表日

平成 22 年 11 月 29 日（月） 入札公告と同時

イ 入札説明書等の配布

入札説明書等を次のとおり配布する。

(ア) 配布日時

平成 22 年 11 月 29 日（月）から平成 22 年 12 月 10 日（金）までの 9 時から 16 時までとする。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。

(イ) 配布場所及びホームページ

「第 5 章 1 (11) 事務局」を参照

(ウ) その他

入札説明書等に関する参考資料を「第 5 章 1 (11) 事務局」にて配布する。配布対象者は本件事業への参加を希望する企業とする。当該資料の受け取りに際しては、所属する企業の社員証等、身分を証するもの（ただし、名刺は不可とする。）を持参すること。

なお、資料の受取時間等は、「第 5 章 1 (1) イ (ア) 配布日時」と同様とする。

(2) 入札説明書等に関する質問受付

入札説明書等に関する質問を、次のとおり受け付ける。

ア 提出方法

入札説明書等に関する質問がある場合は、入札説明書等に関する質問書（様式第 1 号）に必要事項を記入のうえ、E-mail により「第 5 章 1 (11) 事務局」に提出すること。電話やファクシミリ、口頭による質問は受け付けない。また、文書形式は、Microsoft Excel (windows 版) とすること。なお、質問者は、「第 3 章 入札参加に関する条件等」に示す資格要件を満たすものに限る。

組合は、当該質問書を受領したことを確認するため、E-mail により、組合の受信確認通知を各提出者へ返信する。受信確認の通知が無い場合は、「第 5 章 1 (11) 事務局」へ必ず電話確認を行うこと。

イ 受付期間

(ア) 第 1 回：平成 22 年 11 月 29 日（月）から平成 22 年 12 月 10 日（金）16 時まで

(イ) 第 2 回：平成 23 年 1 月 7 日（金）から平成 23 年 1 月 14 日（金）16 時まで

なお、第 2 回の質問については、「第 5 章 1 (5) 参加資格確認結果の通知」の参加資格確認を受けた入札参加者の代表企業のみ質問を提出することができるものとする。

(3) 入札説明書等に関する質問への回答

入札説明書等に関する第 1 回質問への回答は平成 22 年 12 月 20 日（月）より、また、第 2 回質問への回答は平成 23 年 1 月 21 日（金）より、7 日間 組合ホームページにおいて公表する。電話等による問合せには応じない。

(4) 参加資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、次により参加資格確認の申請を行わなければならない。期限までに参加資格確認申請書類を提出しない者及び参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ア 提出書類

後記「第6章 提出書類」に示すとおりとする。

イ 提出方法

持参によるものとし、郵送等は認めない。

ウ 受付場所

「第5章 1 (11) 事務局」を参照

エ 受付期間

平成23年1月5日（水）から平成23年1月7日（金）までの9時から16時までとする。
ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

(5) 参加資格確認結果の通知

参加資格確認結果は、参加資格確認申請を行った入札参加希望者の代表企業に対して、平成23年1月14日（金）までに郵送により通知する。

なお、参加資格を有すると認められた者の企業名及び企業数等については公表しない。

(6) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

参加資格確認結果の通知により、参加資格がないと認められた入札参加希望者は、組合に対して参加資格がないと認めた理由については、次のとおり、書面（様式自由。ただし代表企業の代表者印を要する。）を提出することにより、説明を求めることができる。

組合は、説明を求められたときは、説明を求めた入札参加希望者の代表企業に対して、平成23年1月31日（月）までに書面により回答する。

ア 提出期限

平成23年1月21日（金）16時まで

イ 提出方法

持参によるものとし、郵送等は認めない。

ウ 提出場所

「第5章 1 (11) 事務局」を参照

(7) 入札の辞退

参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加希望者が、入札を辞退する場合は、入札提出書類提出期限までに、入札辞退届（様式第9号）を提出すること。

(8) 入札提出書類の提出

(5)において参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者は、後述する「第6章 提出書類」に示す入札提出書類を次のとおり提出すること。なお、提出は代表企業が行うこと。

ア 入札提出書類の提出について

(ア) 提出期限

平成23年2月18日（金）必着

(イ) 提出方法

持参によるものとし、郵送等は認めない。

(ウ) 提出先

「第5章 1 (11) 事務局」を参照

(9) 提案書に関するヒアリング

審査委員会は、入札参加者に対し、次のとおりヒアリングを行う。

ア 開催日時（予定）

平成 23 年 3 月 25 日（金）

（ヒアリングの順番は、提案書の受付順とする。）

イ 受付場所（予定）

「第 5 章 1 (11) 事務局」を参照

ウ 当日配布書類

プレゼンテーションに用いる「Microsoft PowerPoint」の印刷物のみ可とする。

エ 実施方法

ヒアリングは入札参加者毎に行い、時間は 1 入札参加者につき 90 分程度（入札参加者によるプレゼンテーション 30 分、質疑応答 60 分）を想定する。

オ 使用可能ソフト

「Microsoft PowerPoint」（Windows 版、バージョン：PowerPoint2000）

カ その他

入札参加者のヒアリング時間、プレゼンテーションの方法等の詳細は、代表企業に対し、書面にて事前に別途通知する。

(10) 開札

入札書の開札は、入札参加者又はその代理人の立会いのうえ、次のとおり行う。立会いを行う者は、各入札参加者につき 1 名とする。また、代理人が開札に立会う場合、開札に関する委任状（様式第 18 号）、入札価格参考資料（広域ごみ処理施設整備・運営事業 設計・建設工事に係る対価）（様式第 12 号（別紙 1））、入札価格参考資料（広域ごみ処理施設整備・運営事業 運営・維持管理業務に係る対価）（様式第 12 号（別紙 2））、入札価格参考資料（組合のライフサイクルコスト）（様式第 12 号（別紙 3））を、当日持参すること。なお、日時や場所等の詳細が決定し次第、各入札参加者の代表企業に組合より通知する。

ア 日時

平成 23 年 3 月 29 日（火）

イ 場所

芳賀地区広域行政事務組合 会議室

ウ 開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない組合職員を立ち合わせて行う（以下、入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合に、立ち会う組合職員を「立会職員」という。）。

エ 開札場には、入札参加者又はその代理人及び入札事務に関係のある組合職員（以下「入札関係職員」という。）、並びに立会職員以外の者は、入場することができない。

オ 入札参加者又はその代理人は、開札開始時刻後においては、開札場に入場することができない。

カ 入札参加者又はその代理人が、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員に身分証明書を提示しなければならない。代理人は、開札に関する委任状（様式第 18 号）をもって、身分証明書に替えることとする。

キ 入札参加者又はその代理人は、入札関係職員が特にやむ得ない事情があると認めた場合を除き、開札場を退場することができない。

ク 開札場において、次の各号の一つに該当するものは当該開札場から退去させる。

（ア） 公正な執行を妨げようとした者

(イ) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者
ケ 開札においては、入札価格が入札書比較価格の範囲内であるかの確認を行う。当該範囲内の入札書を提出した者がいないときは、入札の執行を取りやめる。

(11) 事務局

本件事業の事務局は次のとおりである。

事務局	芳賀地区広域行政事務組合	ごみ処理施設建設準備室
所在地	〒321-4305	栃木県真岡市荒町5203番地
TEL	0285-81-1244	
FAX	0285-81-1266	
E-mail	gomisyori@hagakouiki.jp	
ホームページ	http://hagakouiki.jp/gomihome/	

2 入札参加に関する留意事項

(1) 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触することのないように留意すること。また、入札参加者は、入札説明書に定めるもののほか、関係法令を遵守すること。

(2) 入札提出書類の書換え等の禁止

入札参加者は、提出期限以降における入札提出書類の差し換え及び再提出をすることができない。

(3) 入札の延期等

組合は、競争性を確保し得ないと認めたときは、入札の執行を延期し、中止し、又は取り消すことがある。

(4) 入札の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札説明書に示した参加資格のない者のした入札

イ 参加資格確認申請書並びに入札提出書類等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 「芳賀地区広域行政事務組合財務規則（昭和 49 年芳賀地区広域行政事務組合規則第 21 号。

以下「財務規則」という。その後の改正を含む。）第 68 条」及び「組合が準用する真岡市建設工事等執行規則（平成 21 年真岡市規則第 28 号。以下「建設工事等執行規則」という。その後の改定を含む。）第 8 条」において無効と定める入札

(5) 費用の負担

入札に関して入札参加者が要する費用は、それぞれの入札参加者の負担とする。

(6) 使用言語、単位及び通貨

使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 入札提出書類の取り扱い

ア 著作権

入札提出書類の著作権は入札参加者に帰属する。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。

ウ 入札提出書類の使用等

提出された入札提出書類は、事業者の選定に関わる公表等以外に入札参加者に無断で使用しない。公表、展示、その他組合が本件事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、組合はこれを無償で使用することができるものとする。

なお、提出された入札提出書類は返却しない。

(8) 組合の提供する資料の取り扱い

入札参加者（入札までに辞退した者を含む。）は、組合が提供する資料を、本件事業の入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(9) 入札保証金

入札保証金は、財務規則第 63 条の規定により免除する。

(10) その他

ア 入札参加者が 1 者であった場合も、落札者決定基準に従い入札提出書類の審査を行う。

イ 入札説明書に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、参加資格の審査結果の通知前においては組合ホームページにおいて公表する。適宜、ホームページにおいて確認すること。また、参加資格の審査結果の通知後においては代表企業に通知する。

ウ 組合が提示する参考資料及び質問回答書は、入札説明書等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

第6章 提出書類

1 参加資格確認申請書類

参加資格確認申請を行う入札参加予定者は、次の提出書類をまとめて1部提出すること。

- (1) 参加表明書 (様式第2号)
- (2) 構成員及び協力企業一覧表 (様式第3号)
- (3) 予定する建設事業の構成 (様式第4号)
- (4) 参加資格確認申請書 (様式第5号)
- (5) 委任状 (代表企業) (様式第6号)
- (6) 委任状 (代理人) (様式第7号)
- (7) 各業務を担当する者の要件を証明する書類 (様式第8号)

2 入札辞退時の提出書類

入札辞退時は、次の書類を1部提出すること。

- (1) 入札辞退届 (様式第9号)

3 入札提出書類

入札時は、次の提出書類を指定の部数提出すること。

提出書類		部数
入札提出書類提出届等		各1部
入札書		1部
提案書	事業全体の基本的な考え方に関する提案書	各16部 (正本1部、副本15部)
	設計・建設業務に関する提案書	
	運営・維持管理業務に関する提案書	
	事業計画に関する提案書	
	施設計画図書	
添付資料		
提案書の電子データ		CD-R で3部

- (1) 入札提出書類提出届等
 - ア 入札提出書類提出届 (様式第10号)
 - イ 発注仕様に関する確認書 (様式第11号)
- (2) 入札書
 - ア 入札書 (様式第12号)
- (3) 事業全体の基本的な考え方に関する提案書 (様式第13号)
 - ア 事業全体の基本的な考え方 (様式第13号-1)
- (4) 設計・建設業務に関する提案書 (様式第14号)
 - ア 全体計画 (様式第14号-1)
 - イ 安全で安心できる施設 (様式第14号-2)
 - ウ 環境負荷の低減をめざす施設 (様式第14号-3)
 - エ 資源循環型社会に寄与する施設 (様式第14号-4)

- (5) 運営・維持管理業務に関する提案書 (様式第 15 号)
- ア 運転管理業務 (様式第 15 号-1)
 - イ 維持管理業務 (様式第 15 号-2)
 - ウ 点検・検査計画 (様式第 15 号-3)
 - エ 補修計画 (様式第 15 号-4)
 - オ 環境管理業務 (様式第 15 号-5)
 - カ 有効利用業務 (様式第 15 号-6)
 - キ その他管理・関連業務 (様式第 15 号-7)
- (6) 事業計画に関する提案書 (様式第 16 号)
- ア 各企業の役割分担・実施体制 (様式第 16 号-1)
 - イ 経営計画・事業収支計画 (様式第 16 号-2)
 - ウ S P C の出資構成 (様式第 16 号-3)
 - エ 関心表明書 (様式第 16 号-4)
 - オ 事業収支計画 (様式第 16 号-5)
 - カ 費用明細書 (様式第 16 号-6)
 - キ リスク管理方法 (様式第 16 号-7)
 - ク 想定されるリスクへの対処方法 (様式第 16 号-8)
 - ケ 地域貢献 (様式第 16 号-9)
- (7) 施設計画図書
- ア 施設概要【施設面積、主要施設の仕様等、施設計画の概要を整理すること。】
 - イ 設計基本数値
 - (ア) 熱回収施設
 - a 施設計画基本数値
 - (a) 物質収支
 - (b) 熱収支
 - (c) 用役収支
 - ・電 力：設備動力（プラント、建築設備、照明設備等）、使用電力、契約電力、発電電力、料金等の各項目を明らかにすること。
 - ・給排水：プラント用、生活用について日使用量・日排水量を明らかにすること。
 - ・燃 料：プラント用、生活用について日使用量を明らかにすること。
 - ・薬 品：プラントで使用する薬品の日使用量を明らかにすること。
 - ・油脂類：プラントで使用する油脂類の年間使用量を明らかにすること。
 - b 主要施設（機器）設計計算書
 - (a) 受入ピット容量、その他主要ピット容量
 - (b) クレーンのバケット容量、稼働率（自動、手動運転）
 - (c) 投入ホッパ容量
 - (d) 処理能力曲線及び算出根拠
 - (e) 燃焼室熱負荷（燃焼室寸法（図示）、容量等）
 - (f) 燃焼室ガス滞留時間及び出口温度
 - (g) 廃熱ボイラの能力
 - (h) 蒸気復水器の能力
 - (i) 発電設備容量
 - (j) 減温塔の能力、容量

- (k) 排ガス処理装置の薬品使用量、貯留量
- (l) 送風機関係の能力
- (m) 主要ポンプの能力
- (n) その他主要機器の容量、能力計算
- (o) 負荷リスト（非常用電源負荷を明らかにする）
- c 設計仕様書（機械設備、電気設備）
 - 設備毎の機器仕様を明らかにすること。
 - (a) 形式
 - (b) 数量
 - (c) 要目（構造、容量、能力、主要材質・板厚、操作方法等）
 - (d) 付属機器
 - (e) 発注仕様適合表 （様式第 11 号-1～2）
- (イ) リサイクル施設
 - a 設計基本数値（計算書及び図面）
 - (a) 物質収支
 - (b) 用役収支
 - ・電 力：設備動力(プラント、建築設備、照明設備等)、使用電力、契約電力、料金等の各項目を明らかにすること。
 - ・給排水：プラント用、生活用について日使用量を明らかにすること。（補給水量を明らかにすること。）
 - ・油脂類：日使用量を明らかにすること。
 - b 主要施設(機器)設計計算書
 - (a) ヤード・保管設備の面積・容量
 - (b) ホッパ容量
 - (c) コンベヤ能力
 - (d) 選別機能力
 - (e) 送風機関係の能力
 - (f) 破碎機能力
 - (g) その他主要機器の容量・能力計算
 - (h) 負荷リスト（非常用電源負荷を明らかにする）
 - (i) 破碎不適物リスト
 - (j) 防爆及び爆発時の対策
 - c 設計仕様書（機械設備、電気設備）
 - 設備ごとの機器仕様を明らかにすること。
 - (a) 形式
 - (b) 数量
 - (c) 要目（構造、容量、能力、主要材質・板厚、操作方法等）
 - (d) 付属機器
 - d 発注仕様適合表 （様式第11号-1～2）
- ウ 図面
 - (ア) 全体配置図【A3 横、縮尺 1：400】
 - (イ) 動線計画図【A3 横、縮尺 1：400】
 - (ウ) 各階機器配置図（主要機器の名称を記載すること。）【A3 横、縮尺 1：400】
 - (エ) 機器配置断面図（縦断、横断図）【A3 横、縮尺 1：400】

(オ) 主要機器組立図【A3 横】

(カ) フローシート【A3 横】

a 熱回収施設

- ・対象廃棄物及びその生成物、副産物
- ・上水道、再利用水、冷却水、雨水
- ・排水（ごみピット排水、プラント排水、生活排水等）
- ・ボイラ給水、蒸気、復水、純水
- ・余熱利用
- ・燃料
- ・油圧及び圧縮空気
- ・脱臭、消臭
- ・計装設備（他のフローシートとの兼用も可）
- ・建築設備（火報、空調、換気、電話、給湯、放送設備等）
- ・情報処理システム

b リサイクル施設

- ・不燃ごみ・粗大ごみ、ペットボトル、缶類
- ・集じん
- ・給排水
- ・計装設備（他のフローシートとの兼用も可）
- ・建築設備（火報、空調、換気、電話、給湯、放送設備等）
- ・情報処理システム

c 電気設備主回路単線系統図【A3横】

d 建築一般図（各階平面図、立面図、断面図）【A3横】

e 建築仕上げ表

f その他、提案する構造物等に関する図面【A3横】

g 建築面積表（各階床面積、各室床面積を明記のこと）

h 鳥瞰図【A3横、1地点からの眺望】

エ 工事関係

(ア) 全体工事工程【A3 横】

(8) 添付資料

(様式第 17 号)

その他、発注仕様に示す性能・機能を確認できる資料（運営・維持管理を含む）及び提案等の内容が確認できる資料（運営・維持管理業務を含む）がある場合には、添付資料にて取りまとめること。

第7章 入札提出書類作成要領

1 一般的事項

各入札提出書類を作成するにあたっては、特に組合の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- (1) 各入札提出書類に用いる言語は日本語、通貨は円、単位はSI単位とする。また、原則として横書きで記述する。
- (2) 様式集の各様式に記載されている指示に従うこと。

2 参加資格確認申請時の提出書類

参加資格確認申請時の入札提出書類を作成するにあたっては、特に組合の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- (1) 参加資格確認申請書（様式第5号）を表紙として、入札提出書類を所定の順番でまとめ、A4版・縦・左綴じとして1部提出すること。

3 入札書

入札書を作成するにあたっては、特に組合の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- (1) 入札書（様式第12号）は、封筒に入れ、密封して提出すること。封筒の表書き等については、別図1を参照すること。
- (2) 入札価格は、予定価格及び入札書比較価格と同様、事業期間にわたる設計・建設業務に係る対価及び運営・維持管理業務に係る対価を単純に合計した金額（現在価値換算前の実額ベース）とし、「別紙2 本件事業において組合が事業者を支払う対価について」に基づいて算定すること。また、事業契約に規定する物価変動等に応じた改定は見込まないこと。
- (3) 入札価格には、消費税及び地方消費税を加えないこと。
- (4) 事業計画に関する提案書との整合性を確保すること。

4 提案書

提案書を作成するにあたっては、特に組合の指示がない限り、次の項目に留意すること。

- (1) 様式毎に様式集に示す所定のページ数とし、所定の順番でまとめ、「事業全体の基本的な考え方に関する提案書」・「設計・建設業務に関する提案書」・「運営・維持管理業務に関する提案書」・「事業計画に関する提案書」、「施設計画図書」及び「添付資料」の3分冊に分け、A4版（A3版書類についてはA4版に折込み）・縦・横書き・片面・左綴じとして、各16部提出すること。各分冊に各ページの下中央に通し番号（1/●～●/●）をふり、組合から送付された参加資格確認結果通知書に記載された「受付グループ名」を右下欄に記入する。
- (2) 提案書のうち文章で記載するものについては、図表、絵及び写真等を使用してよい。また、着色は自由とする。
- (3) ロゴマークの使用を含めて、構成企業名がわかる記述を避けること。ただし、提案書のうちの正本1部については、表紙及び表紙以外の各様式においては構成企業名を明らかにすること。
- (4) 各様式の記載事項については、様式間の不整合がないよう留意すること。
- (5) 組合に提出する提案書の電子データは、基本的にはMicrosoft Word（windows版とし、バージョンは2000以後とする。）、事業収支計画（様式第16号-5）等はMicrosoft Excel（windows版とし、バージョンは2000以後とする。）を使用すること。なお、図等を文書に貼り付ける場合は、上記ソフト以外のものを使用してもよい。
- (6) 施設計画図面については次のとおりとする。
 - ア 図面は、JISの建築製図通則に従って作成すること。
 - イ 右下に図面名称及び組合から送付された参加資格確認結果通知書に記載された受付グループ名を記入する。

5 留意事項

入札提出書類の作成にあたっては、以下の条件を踏まえること。

(1) リスク管理の方針

ア 基本的考え方

本件事業の実施における責任は、原則として事業者が負う。ただし、組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途事業者との協議の上、組合は応分の責任を分担する。

イ リスク分担

予想されるリスク及び組合と事業者との責任分担は、原則として「別紙 3 リスク分担表」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約で定める。

(2) 保険

ア 組合は、災害等に備えて、本件施設の災害等による損害を担保する目的で、「財団法人全国自治協会 建物火災共済」に加入する。

イ 事業者の責めに帰すべき事由によって損害が生じた場合には、組合は事業者に対して損害賠償請求権を有する。ただし、事業者が付保する保険金により補填された部分は控除されるものとする。

ウ 事業者は第三者賠償保険等の必要な保険に加入すること。

(3) 資金調達

入札参加者が、事業実施に際し必要となる資金等を金融機関等より調達することを想定する場合は、金融機関等より当該の資金調達に係る関心表明書を徴求する等の対応により、資金調達が確実に行われるよう配慮すること。

(4) 入札価格の算定における変動費用の算出

入札価格の算定における変動費用の算出においては、様式第 16 号-6 (別紙 1) 及び様式第 16 号-6 (別紙 1⑧) の変動費用単価表において、年度別計画搬入量を 12 で除した月間処理量及び入札参加者が提案する基準ごみ質の低位発熱量に該当する単価を用いること。

(5) 運営事業者の責めに帰すべき事由により有効利用できない溶融固化物が生成された場合の費用負担

運営事業者の責めに帰すべき事由により有効利用できない溶融固化物が生成された場合に運営事業者が負担すべき費用の算出条件は以下のとおりである。

ア 最終処分費用 (運搬費を含む) : 40,000 円/トンとすること。

(6) 雇用への配慮

ア 構成市町内での雇用促進に配慮すること。なお、雇用に際しては、構成市町の既存ごみ処理施設等の経験者等を優先すること。

イ 関係法令等に基づく雇用基準等を遵守すること。

(7) 業務の委託

事業者は、設計・建設業務及び運営・維持管理業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事業者があらかじめ書面により、これらの業務の一部について、第三者に委託し、又は請け負わせることについて、組合の承諾を得た場合はこの限りではない。

(8) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (ア) 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行となり、又はその懸念が生じた場合、組合は、事業者に対して、是正勧告を行い、一定期間内に改善策の提出、実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかつたときは、組合は、事業契約を解除することができる。
- (イ) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、組合は事業契約を解除することができる。
- (ウ) 前2号の規定により組合が事業契約を解除した場合、事業者は、組合に生じた損害を賠償すること。

イ 組合の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (ア) 組合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。
- (イ) 前号の規定により事業者が事業契約を解除した場合、組合は、事業者に生じた損害を賠償する。

ウ 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他組合及び事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、組合及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、組合及び事業者は、事業契約を解除することができる。

エ その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

(9) 組合による本件事業の実施状況の監視

組合は、事業者による本件事業の実施状況が発注仕様書及び事業契約の内容を満たしているかを確認するため、本件事業の監視を行う（別紙4参照）。

第8章 その他

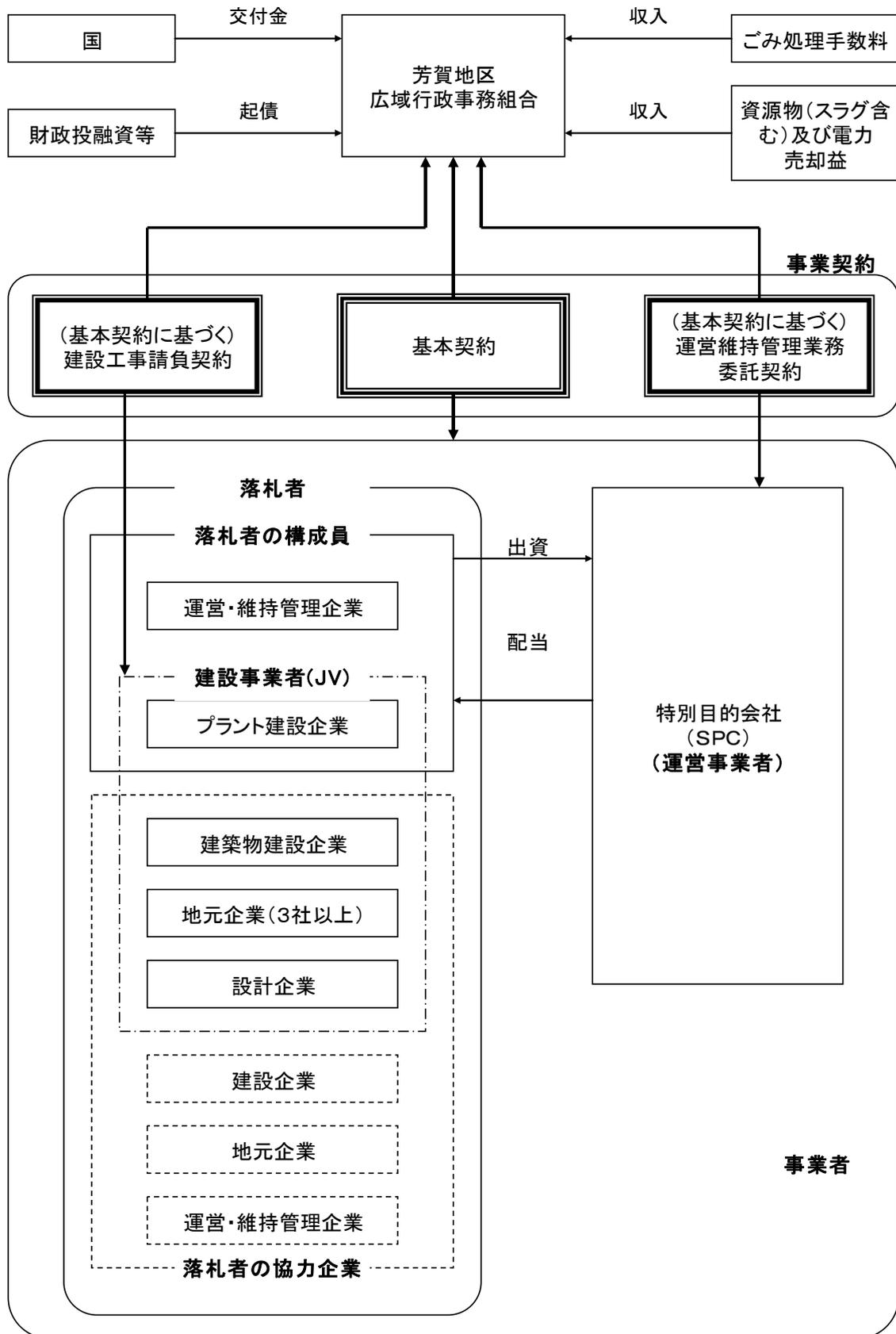
1 必要事項等の追加

入札説明書に定めることその他、入札の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、参加資格確認結果の通知前においては組合ホームページにおいて公表する。適宜、組合ホームページにおいて確認すること。また、参加資格確認結果の通知後においては代表企業に通知する。

2 情報公開及び情報提供

芳賀地区広域行政事務組合情報公開及び個人情報保護条例に基づき情報公開を行う。また、情報提供は、適宜、組合ホームページ等を通じて行う。

別紙1 事業スキーム



別紙2 本件事業において組合が事業者を支払う対価について

第1章 対価の構成

本件事業において組合が事業者を支払う対価の構成は、次のとおりである。

対価の構成		対象業務
設計・建設業務に係る対価		①設計業務 ②建設業務 ③その他上記項目の関連業務を含む
運営・維持 管理業務に 係る対価	熱回収施設 運営・維持管理業務委 託料	①熱回収施設の運営・維持管理業務 ②その他上記項目の関連業務を含む
	リサイクル施設 運営・維持管理業務委 託料	①リサイクル施設の運営・維持管理業務 ②その他上記項目の関連業務を含む
	管理棟等 運営・維持管理業務委 託料	①管理棟の運営・維持管理業務 ②その他上記項目の関連業務を含む

第2章 対価の算定方法

1 設計・建設業務に係る対価

区分	支払の対象となる費用	対価の算定方法
設計・建設業務に係る対価	①設計業務費用 ②建設業務費用 ③その他費用	■設計・建設業務に係る対価 ＝左欄支払の対象となる費用の合計 ■組合の示す交付金年度計画に対する出来高から算定する。

2 運営・維持管理業務に係る対価

(1) 熱回収施設運営・維持管理業務委託料の算定方法

区分	支払の対象となる費用	対価の算定方法
運営・維持管理業務委託料A	①変動費用 ・燃料費 ・薬剤費 ・光熱水費（電力等の基本料金を除く） ・その他費用（一般廃棄物等の処理量に応じて増減する費用とし、合理的な説明を付すことにより事業者が提案できる。）	■各支払期の運営・維持管理業務委託料A ＝各支払期の処理量（実績値）×提案単価（円/t） ※入札価格の算定にあたっては、各年度の運営・維持管理業務委託料Aは、 ＝各年度処理量（計画値）×提案単価 ^{※1} （円/t）とする。なお、各年度処理量（計画値）については、発注仕様書を参照すること。
運営・維持管理業務委託料B	①固定費用 ・人件費 ・維持管理費（補修費用を除く） ・電力等の基本料金 ・その他費用（SPC経費等）	■各支払期の支払金額 ＝[左欄対象費用の運営・維持管理期間中の費用の合計金額]÷支払回数（12回/年×20年）
	②補修費用	■補修費用は各年度の補修計画に合わせた金額とし、支払金額が変動することは認めるが、支払金額の平準化について、一定の配慮をすること。ただし、本件施設に係るかし担保期間経過後に本件施設につき所定の性能及び機能を満足できない事態が生じた場合に要する補修に関する費用は、運営事業者の負担とする。

※1：「①変動費用」における提案単価については、次頁に示す変動費用単価表を用いる。

単価表の適用のため、事業者は、自動燃焼制御装置にてボイラにおける蒸発量から算出するごみの持込熱量（発熱量）が記録・確認できるようにすること（1時間平均値まで算出し、記録できるようにすること。）。また、変動費用の算出においては、上記のデータ及び当該月の処理量から変動費用単価表における該当単価を求め（当該月の発熱量の1時間平均値の割合と変動費用単価表の該当する単価を用いて加重平均により求める。ただし、1円未満は切り捨てとする。）、当該月の処理量に乗じることにより、当該月の①変動費用を算出する。

事業者は、試運転期間中より運営開始後1年間は、ごみ質分析を2回/月の頻度で実施（ごみ質分析の実施においては、組合、事業者が立会いのもと、第三者の分析機関において、事業者自らの責任と費用で実施することし、分析費用については、運営・維持管理業務委託

料Bの①固定費用の維持管理費にて計上し、分析費用が明確に分かるようにすること。)し、上記の自動燃焼制御装置によるデータとごみ質分析結果との比較を行い、分析結果との間に矛盾等がある場合には改善を行うこと。当該改善に係る費用の一切は、事業者の負担とする。なお、1年間の比較の後、組合と事業者の協議により、自動燃焼制御装置のデータとごみ質分析結果との間に矛盾がないと組合が判断した場合には、ごみ質分析等の分析の頻度は事業者の提案による実施頻度に変更する。その他詳細について、組合と事業者の協議により定めることとする。

※2： 入札時は、下表のメッシュで区切られた単価表により提案をうけるが、基本契約締結後運営・維持管理開始日の6ヶ月前までに、表中縦軸の5,000kJ/kg～7,500kJ/kgの間は、100kJ/kg間隔に細分化したものを組合に提出し、組合の承諾を得ること。組合は、当該変更後単価表を用いて、運営・維持管理業務委託料Aの支払を行うこととする。なお、提案時においては、「5,000kJ/kg～」に該当する枠内には「5,000kJ/kg」の値を、「5,500kJ/kg～」に該当する枠内には「5,500kJ/kg」の値を入れて変動費用単価表を完成させることとし、その他の提案は認めないこととする。

表 変動費用単価表

(単位:円/t、税抜)

		月間ごみ搬入量(t/月)						
		1,700～	2,000～	2,300～	2,600～	2,900～	3,200～	3,500～
ごみ低位発熱量(kJ/kg)	5,000～							
	5,500～							
	6,000～							
	6,500～							
	7,000～							
	7,500～							
	8,000～							
	8,500～							
	9,000～							
	9,500～							
	10,000～							

注) 上表の網掛け部分に記入される単価については、事業者提案による。

(2) リサイクル施設運営・維持管理業務委託料の算定方法

区分	支払の対象となる費用	対価の算定方法
運営・維持管理業務委託料C	①変動費用 ・燃料費 ・薬剤費 ・光熱水費（電力等の基本料金を除く） ・その他費用（一般廃棄物等の処理量に応じて増減する費用とし、合理的な説明を付すことにより事業者が提案できる）	■各支払期の運営・維持管理業務委託料C ＝各支払期の処理量（実績値）× 提案単価（円/t） ※入札価格の算定にあたっては、各年度の運営・維持管理業務委託料Cは、 ＝各年度処理量（計画値）× 提案単価（円/t）とする。なお、各年度処理量（計画値）については、発注仕様書を参照すること。
運営・維持管理業務委託料D	①固定費用 ・人件費 ・維持管理費（補修費用を除く） ・電力等の基本料金 ・その他費用（SPC経費等）	■各支払期の支払金額 ＝ [左欄対象費用の運営・維持管理期間中の費用の合計金額] ÷ 支払回数（12回/年×20年）
	②補修費用	■補修費用は各年度の補修計画に合わせた金額とし、支払金額が変動することは認めるが、支払金額の平準化について、一定の配慮をすること。ただし、本件施設に係るかし担保期間経過後に本件施設につき所定の性能及び機能を満足できない事態が生じた場合に要する補修に関する費用は、運営事業者の負担とする。

(3) 管理棟等運営・維持管理業務委託料の算定方法

区分	支払の対象となる費用	対価の算定方法
運営・維持管理業務委託料E	①固定費用 ・人件費 ・維持管理費（補修費用を除く） ・その他費用（SPC経費等）	■各支払期の運営・維持管理業務委託料E ＝ [左欄対象費用の運営・維持管理期間中の費用の合計金額] ÷ 支払回数（12回/年×20年）
	②補修費用	■補修費用は各年度の補修計画に合わせた金額とし、支払金額が変動することは認めるが、支払金額の平準化について、一定の配慮をすること。ただし、本件施設に係るかし担保期間経過後に本件施設につき所定の性能及び機能を満足できない事態が生じた場合に要する補修に関する費用は、運営事業者の負担とする。

第3章 対価の支払方法

1 設計・建設業務に係る対価

建設工事等執行規則による。

- (1) 各会計年度における設計・建設業務に係る対価の支払限度額の割合

平成23年度	5%
平成24年度	50%
平成25年度	45%

各会計年度の支払限度額及び出来高予定額は、契約書作成時に通知する。

2 運営・維持管理業務に係る対価

- (1) 熱回収施設運営・維持管理業務委託料の支払方法

ア 支払回数

熱回収施設運営・維持管理業務委託料A：240回（20年間×年12回）

熱回収施設運営・維持管理業務委託料B（固定費用）：240回（20年間×年12回）

熱回収施設運営・維持管理業務委託料B（補修費用）：40回（20年間×年2回）

※：熱回収施設運営・維持管理業務委託料は平成26年度以降の支払となる。

イ 組合は、本件施設の引渡し後、運営・維持管理業務委託契約書の規定に従い、毎月の月報を受領した場合、当該受領日から10日以内に事業者に対して業務確認結果を通知する。事業者は、当該通知に従い速やかに直前の1ヶ月に相当する熱回収施設運営・維持管理業務委託料に係る請求書を組合に提出する。組合は請求を受けた日から30日以内に、事業者に対して当該運営・維持管理業務委託料を支払う。

ウ 熱回収施設運営・維持管理業務委託料Aの1回あたりの支払額は、各支払期の処理量（実績値）×提案単価（円/t）によるものとする。

エ 熱回収施設運営・維持管理業務委託料Bのうち、固定費用の1回あたりの支払額は、20年間の合計額を240等分した額とする。

オ 熱回収施設運営・維持管理業務委託料Bのうち、補修費用については、各年度の補修計画に合わせた支払額とし、半期ごとに支払う。

- (2) リサイクル施設運営・維持管理業務委託料の支払方法

ア 支払回数

リサイクル施設運営・維持管理業務委託料C：240回（20年間×年12回）

リサイクル施設運営・維持管理業務委託料D（固定費用）：240回（20年間×年12回）

リサイクル施設運営・維持管理業務委託料D（補修費用）：40回（20年間×年2回）

※：リサイクル施設運営・維持管理業務委託料は平成26年度以降の支払となる。

イ 組合は、本件施設の引渡し後、運営・維持管理業務委託契約書の規定に従い、毎月の月報を受領した場合、当該受領日から10日以内に事業者に対して業務確認結果を通知する。事業者は、当該通知に従い速やかに直前の1ヶ月に相当するリサイクル施設運営・維持管理業務委託料に係る請求書を組合に提出する。組合は請求を受けた日から30日以内に、事業者に対して当該運営・維持管理業務委託料を支払う。

ウ リサイクル施設運営・維持管理業務委託料Cの1回あたりの支払額は、各支払期の処理量（実績値）×提案単価（円/t）によるものとする。

エ リサイクル施設運営・維持管理業務委託料Dのうち、固定費用の1回あたりの支払額は、20年間の合計額を240等分した額とする。

オ リサイクル施設運営・維持管理業務委託料Dのうち、補修費用については、各年度の補修計画

に合わせた支払額とし、半期ごとに支払う。

(3) 管理棟等運営・維持管理業務委託料の支払方法

ア 支払回数

管理棟等運営・維持管理業務委託料 E (固定費用) : 240 回 (20 年間×年 12 回)

管理棟等運営・維持管理業務委託料 E (補修費用) : 40 回 (20 年間×年 2 回)

※ : 管理棟等運営・維持管理業務委託料は平成 26 年度以降の支払となる。

イ 組合は、本件施設の引渡し後、運営・維持管理業務委託契約書の規定に従い、毎月の月報を受領した場合、当該受領日から10日以内に事業者に対して業務確認結果を通知する。事業者は、当該通知に従い速やかに直前の1ヶ月に相当する管理棟等運営・維持管理業務委託料に係る請求書を組合に提出する。組合は請求を受けた日から30日以内に、事業者に対して当該運営・維持管理業務委託料を支払う。

ウ 管理棟等運営・維持管理業務委託料Eのうち、固定費用の1回あたりの支払額は、20年間の合計額を240等分した額とする。

エ 管理棟等運営・維持管理業務委託料Eのうち、補修費用については、各年度の補修計画に合わせた支払額とし、半期ごとに支払う。

第4章 物価変動等による改定

1 物価変動等の指標

- (1) 設計・建設業務に係る対価
建設工事請負契約書による。
- (2) 運営・維持管理業務に係る対価
運営・維持管理業務に係る対価のうち、物価変動の対象となるのは、運営・維持管理業務委託料A～Eまでの全ての費用（税抜）とする。
対価の改定に用いる物価変動等の指標は、総務省統計局「消費者物価指数（地域：宇都宮市、分類：総合）」とする。なお、当該指標は、落札者決定後、燃料費等の指標等に関して落札者から提案があり、その内容が合理性及び妥当性があると組合が認める場合、協議を行い見直しすることができる。

2 改定の条件

運営・維持管理業務に係る対価の支払額については、年1回改定のための確認を行うものとする。改定時の指標と前回改定時の指標を比較し、±3%を超過する増減があった場合に改定を行うものとする。なお、事業者は変動の有無によらず、組合へ書面により毎年報告を行うこと。

毎年、8月末時点で公表されている最新の指標（直近12ヶ月の平均値）に基づき、9月30日までに見直しを行い、翌年度の運営・維持管理業務の対価を確定する。改定された運営・維持管理業務の対価は、改定年度の翌年の第1支払期の支払から反映させる。

初回の改定は、平成25年8月末時点で公表されている最新の指標（直近12ヶ月の平均値）に基づき、平成25年9月30日までに見直しを行い、平成26年度の運営・維持管理業務の対価を確定する（比較対象は平成22年8月末時点で公表されている最新の指標（直近12ヶ月の平均値）とする。）。改定された運営・維持管理業務の対価は、平成26年度の第1支払期の支払から反映させる。なお、初回改定時の基準額は事業契約に定めた額となる。

3 改定の計算方法

- (1) 算定式
運営・維持管理業務に係る対価のうち、改定の対象となる費用については、次式に従い見直しを行う。
$$Y = \alpha \times X$$

Y：改定後の当該費用（税抜）
X：前回改定後の当該費用（税抜）
（税抜、第1回目の改定が行われるまでは事業契約に示された当該費用）

$$\alpha : \text{改定割合} \left(\frac{\text{改定時の指数}}{\text{前回改定時の指数}} \right)$$

注1) 当該指数については、「1 物価変動等の指標」に示すとおりである。

注2) 改定が行われるまでは契約締結年度における当該指数とする。

注3) 当該改定割合に小数点以下第4位未満に端数が生じた場合は、小数点以下第4位未満を切り捨てる。

- (2) 消費税及び地方消費税の改正による改定

運営・維持管理期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、組合の事業者への支払にかかる消費税及び地方消費税については、組合が改定内容にあわせて負担する。

(3) その他例外的な見直しについて

固定費、変動費を構成する費目のうち、「(1) 算定式」による見直し方法が適当でないと組合が認めた費目については、組合と事業者が協議の上で別途見直し方法を定めるものとする。

別紙3 リスク分担表

リスクの種類	リスクの内容	リスク負担者		
		組合	事業者	
共通	入札図書リスク	入札説明書、発注仕様書等の誤記、提示漏れにより、組合の要望事項が達成されない等	○	
	契約締結リスク	議会を含む組合の事由により契約が結べない等	△	△
		事業者の事由により契約が結べない等	△	△
	計画変更リスク	組合の指示による事業範囲の縮小、拡大等	○	
	用地確保リスク	事業用地の確保に関するもの	○	
	近隣対応リスク	本件施設の設置そのものに対する住民反対運動等	○	
		上記以外のもの		○
	第三者賠償リスク	調査、建設、運営において第三者に及ぼす損害		○
	法令等の変更リスク	本件事業に直接関係する法令等の変更等	○	
		上記以外の法令の変更等		○
	税制度変更リスク	事業者の利益に課される税制度の変更等		○
		上記以外の税制度の変更等	○	
	許認可遅延リスク	事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○
	応募コスト	応募費用に関するもの		○
	物価変動リスク	施設の供用開始前のインフレ、デフレ	△	△
施設の供用開始後のインフレ、デフレ		○	△	
事故の発生リスク	設計、建設、運営において発生する事故		○	
事業の中止・遅延に関するリスク	組合の指示、組合の債務不履行によるもの	○		
	事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの		○	
不可抗力リスク	天災、暴動等の不可抗力による費用の増大、計画遅延、中止等	○	△	
設計段階	設計変更リスク	組合の指示、提示条件の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	○	
		事業者の提案内容の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの		○
	測量・地質調査リスク	組合が実施した測量、地質調査部分に関するもの	○	
		事業者が実施した測量、地質調査部分に関するもの		○
	建設着工遅延	組合の指示、提示条件の不備、変更によるもの	○	
上記以外の要因によるもの			○	

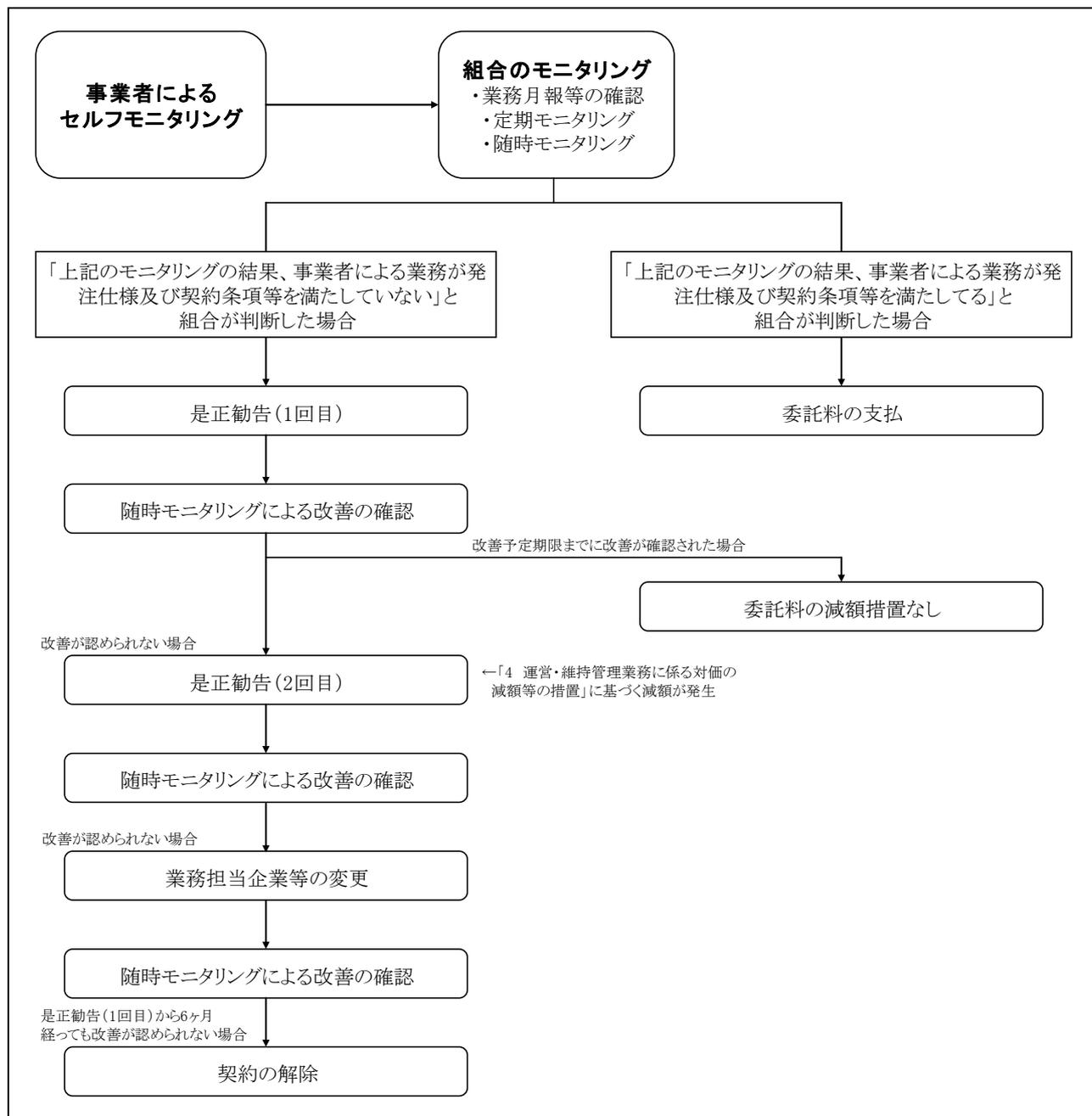
リスクの種類	リスクの内容	リスク負担者		
		組合	事業者	
建設段階	工事費増大リスク	組合の指示、提示条件の不備、変更による工事費の増大	○	
		上記以外の要因による工事費の増大		○
	工事遅延リスク	組合の指示、提示条件の不備、変更による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延	○	
		上記以外の要因による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延		○
	一般的損害リスク	工事目的物、材料に関して生じた損害		○
	性能リスク	発注仕様書の不適合(施工不良を含む)		○
運営段階	受入廃棄物の質の変動リスク	受入れ廃棄物の質に起因する費用上昇、事故等	○	△
	受入廃棄物の量の変動リスク	受入廃棄物の量の変動による費用上昇等	○	△
	性能リスク	発注仕様書の不適合		○
	施設かしリスク	事業期間中における施設かしに関するもの		○
	施設の性能確保リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○

○主分担、△従分担

別紙4 モニタリング及び運営・維持管理業務委託料の減額等

第1章 運営・維持管理期間中の業務水準低下に関する措置

本件事業における運営・維持管理期間中の業務水準低下に関する措置は、下図に示すとおりとする。



第2章 モニタリングの方法

モニタリングは、運営・維持管理業務に係る対価の減額を目的とするものではなく、組合と事業者との対話を通じて、本件事業が安定して継続できるよう実施状況を一定の水準に常に保つことを目的に実施する。

1 セルフモニタリング実施計画書の作成

運営事業者は、運営・維持管理業務委託契約締結後、以下の項目を含むセルフモニタリング実施計画書を作成し、組合の承諾を得ること。

- (1) モニタリング時期
- (2) モニタリング内容
- (3) モニタリング組織
- (4) モニタリング手続
- (5) モニタリング様式

2 組合によるモニタリングの方法

本件事業における運営・維持管理業務のモニタリングについては、以下のとおりとする。

(1) 業務月報等の確認

組合は、運営・維持管理業務委託契約、入札説明書等及び事業者提案に定める業務内容の実施状況を、運営事業者から組合へ提出される業務月報等で確認する。

(2) 定期モニタリングと随時モニタリング

組合は、月1回、本件施設の現場調査を行い、運営事業者から提出された業務月報等の記載内容、契約の履行状況について確認を行う（定期モニタリング）。その他、随時必要に応じて、組合は本件施設の現場調査を行い確認する（随時モニタリング）。

3 業務の改善についての措置

(1) 是正勧告（第1回目）

組合は、上記モニタリングの結果から、運営事業者による業務が発注仕様及び運営・維持管理業務委託契約の各条項を満たしていないと判断した場合には、その内容に応じて適切な以下の初期対応を行う。

ア 是正勧告

確認された不具合が、繰り返し発生しているものであるか、初発でも重大であると認めた場合、組合は運営事業者に対して適切な是正措置をとることを通告（是正勧告）する。運営事業者は、組合から是正勧告を受けた場合、速やかに改善対策と改善期限について組合と協議を行うとともに、改善対策、改善期限、再発防止策等を記載した業務改善計画書を組合に提出し、組合の承諾を得ること。

イ やむを得ない事由による場合の措置

やむを得ない事由により発注仕様書及び運営・維持管理業務委託契約の内容を満たすことができない場合、運営事業者は組合に対して速やかに、かつ、詳細にこれを報告し、その改善策について組合と協議する。運営事業者の報告した事由に合理性があると組合が判断した場合、組合は、対象となる業務の中止又は停止等の変更を認め、再度の勧告の対象としない。

(2) 改善の確認

組合は、運営事業者からの改善完了の報告又は改善期限の到来を受け、随時のモニタリングを行い、業務改善計画書に沿った改善の実施状況を確認する。

(3) 是正勧告（第2回目）

上記(2)におけるモニタリングの結果、業務改善計画書に沿った期間及び内容での改善が認められないと組合が判断した場合、組合は、運営事業者に第2回目の是正勧告を行うとともに、再度、業務改善計画書の提出請求、協議、承諾及び随時のモニタリングによる改善確認の措置を行う。

(4) 業務担当企業の変更等

上記(3)の手続を経ても第2回目の業務改善計画書に沿った期間及び内容による改善が認められないと組合が判断した場合、組合は当該業務を担当している業務担当企業を変更することを運営事業者に請求することができる。なお、運営事業者が直接当該業務を行っていた場合には、組合が認める第三者に最長12ヶ月間にわたり適切な範囲で業務を委託することを請求することができる。

(5) 契約の解除等

組合は上記(4)の業務担当企業の変更を行った後、最長6ヶ月を経て改善効果が認められないと判断した場合、組合が本運営・維持管理業務委託契約の継続を希望しない時には、運営・維持管理業務委託契約を解除することができる。

4 運営・維持管理業務に係る対価の減額等の措置

運営・維持管理業務実施の状況により、以下に示す委託料の減額措置を行う。

(1) 減額の対象

減額の対象は、熱回収施設の「運営・維持管理業務委託料B（①固定費用）」、リサイクル施設の「運営・維持管理業務委託料D（①固定費用）」及び管理棟等の「運営・維持管理業務委託料E（①固定費用）」とする。

なお、補修業務については、運営事業者が特段の理由なく補修計画どおりに実施しなかった場合、実施内容に応じ当該年度の補修費用を減額するものとする。その際、減額の対象となる委託料は、熱回収施設の「運営・維持管理業務委託料B（②補修費用）」、リサイクル施設の「運営・維持管理業務委託料D（②補修費用）」及び管理棟等の「運営・維持管理業務委託料E（②補修費用）」とする。

(2) 減額の決定過程

モニタリングの結果、組合が再度の是正勧告を行った場合、当該事象に対して勧告を行った日を起算日（同日を含む。）として、当該勧告の対象となる事象が解消される日まで、1日（1日未満は1日とする。）につき、1ポイントのペナルティポイントをカウントする。また、1事象に対して、1つの是正勧告を行い、複数の事象については、複数の是正勧告を行うこととし、各事象につき、それぞれ累積ペナルティポイントをカウントする。なお、累積ペナルティポイントは、施設毎（熱回収施設、リサイクル施設、管理棟等）に積算し、減額についても施設毎とする。

(3) 減額の決定

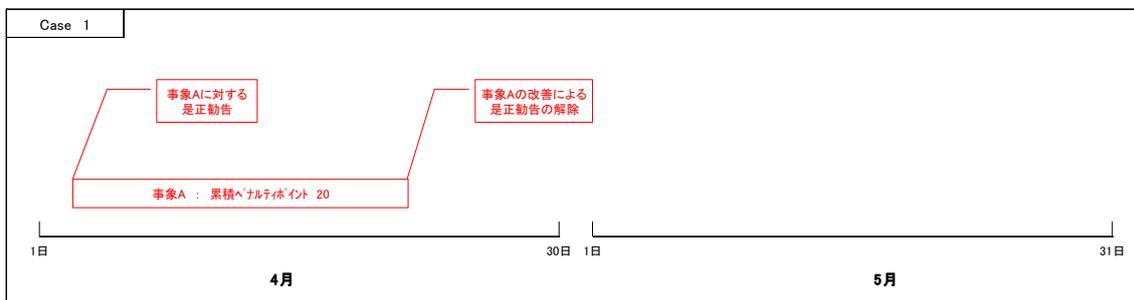
組合は、各月末時点の累積ペナルティポイントが以下に規定する基準に達した場合は、当該月に関する当該施設に係る委託料の固定費用部分につき、以下の該当箇所に規定される減額措置を実施する。

累積ペナルティポイント	減額措置の内容
1～5	減額なし
6～10	30%の減額
11～15	40%の減額
16以上	50%の減額

(4) 委託料の減額の積算例

上記の内容をもとに、以下に2つのケースの委託料の減額例を示す。

◇ Case1 ◇



■ 4月分の委託料（固定費用）

事象 A については、組合が再度（2 回目）の是正勧告を行った日から、当該事象が改善され是正勧告が解除されるまでに 20 日を要したことから、4 月末日における事象 A の累積ペナルティポイントは 20 となる。

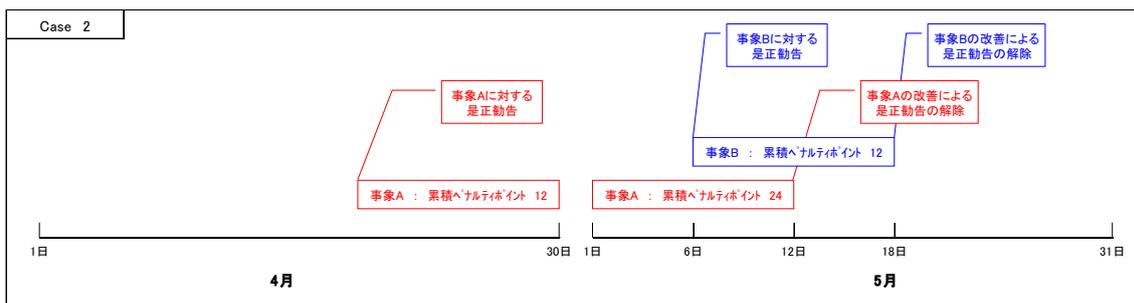
この場合、4 月の累積ペナルティポイントは、事象 A によるもののみであるため 20（「(3) 減額の決定」より減額率 50%）となる。これにより、4 月分の委託料は以下のようになる。

$$\text{減額後の4月分の固定費} = \text{減額前の4月分の固定費} \times \left((1 - 0.5) \times \frac{20}{30} + 1 \times \frac{10}{30} \right)$$

■ 5月分の委託料（固定費用）

通常通りの委託料（固定費用）の支払いとなる。

◇ Case2 ◇



■ 4月分の委託料（固定費用）

事象 A については、組合が再度（2 回目）の是正勧告を行った日から、4 月末日までに 12 日間経過していることから、4 月の事象 A に関する累積ペナルティポイントは 12 となる。

この場合、4 月の累積ペナルティポイントは、事象 A によるもののみであるため 12（「(3) 減額の決定」より減額率 40%）となる。これにより、4 月分の委託料（固定費用）は以下のようになる。

$$\text{減額後の4月分の固定費用} = \text{減額前の4月分の固定費} \times \left((1 - 0.4) \times \frac{12}{30} + 1 \times \frac{18}{30} \right)$$

■ 5月分の委託料（固定費用）

事象 A については、4 月からの累積ペナルティポイントが 12 あり、5 月についても当該事象が改善され是正勧告が解除されるまでに 12 日を要したことから、5 月末日における事象 A の累積ペナルティポイントは 24 となる。

また、5 月は新たに事象 B について組合から再度（2 回目）の是正勧告が発せられ、当該事象が改善され是正勧告が解除されるまでに 12 日を要した。これにより、5 月末日における事象 B の累積ペナルティポイントは 12 となる。

この場合、5 月の累積ペナルティポイントは、事象 A、事象 B によるものを合計した 36（「(3) 減額の決定」より減額率 50%）となる。また、減額対象期間は、18 日間であることから、5 月分の委託料（固定費用）は以下ようになる。

$$\text{減額後の5月分の固定費} = \text{減額前の5月分の固定費} \times \left((1-0.5) \times \frac{18}{31} + 1 \times \frac{13}{31} \right)$$

第3章 運営・維持管理業務に係る対価の返還

運営・維持管理業務に係る対価支払後に、業務報告書への虚偽の記載を含む、組合への虚偽報告が判明し、当該虚偽報告がなければ運営・維持管理業務に係る対価が減額される状態であった場合、運営事業者は、減額されるべき運営・維持管理業務に係る対価に相当する額を返還すること。

この場合、当該減額されるべき運営・維持管理業務に係る対価を組合が運営事業者を支払った日から、組合に返還する日までの日数につき、年3.3%の割合で計算した額の違約金を付するものとする。

別図1 入札書の提出用封筒作成要領

封筒：表

芳賀地区広域行政事務組合 行

事業名	広域ごみ処理施設整備・運営事業
-----	-----------------

入札書 在 中

封筒：裏

印 印 印

代表企業
 □□県□□市□□町□□番□□号
 □□□□株式会社
 代表取締役 ○○ ○○ 印

その他

- ・ 縦書きも可とする。
- ・ 表面の「入札書」は朱書きとする。
- ・ 封筒の大きさは、長形3号（120mm × 235mm）